

1 農業・農村対策の推進

農村を取り巻く環境は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加等大変厳しい状況にあります。

このような状況において、「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、安定した足腰の強い農業・農村の構築を早急に実現する必要があります。

よって、農業・農村対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 食料・農業・農村基本計画の見直しにあたっては、農業・農村が過疎化・高齢化の進行、農業所得の減少など深刻な状況にあること、また、主要農産物等の輸入拡大により日本農業の崩壊が危惧されていることを踏まえ、活力ある農業・農村の再生と食料自給率の向上に向け、地域の実態に即した実効性ある基本政策を確立すること。
- 2 配合飼料価格の安定と飼料米などの国産飼料の生産拡大を図り、畜産経営の安定を図ること。
- 3 シカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ、サギ等の野生有害鳥獣による農業・水産業被害が広域化・深刻化しているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策が十分に効果が発揮できるよう、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化を図ること。
- 4 老朽化した農業用基幹水利施設の適時適切な更新が図られるよう必要な財政措置を講じること。

- 5 中山間地域等直接支払制度については、引き続き必要な予算を確保するとともに、耕作放棄の防止や水路・農道の管理等の幅広い地域活動において不可欠な制度として定着しているため、制度要件の弾力化や事務負担軽減などの見直しを行った上で、平成22年度以降も継続すること。

- 6 健全な食生活の実現により心身の健康と豊かな人間形成を図るため策定された「食育推進基本計画」に基づき、国民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。

- 7 県内農産物を海外へ輸出するにあたり、輸入国の残留農薬基準の詳細が明らかでないことから輸出を見送る事態が生じているので、早急に関係する国・地域の基準を情報収集し、生産者等に情報提供すること。

2 森林・林業対策の推進

森林・林業を取り巻く環境は、国産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい状況にあり、山村では過疎化・高齢化が進行しています。

町村は、地域森林の維持管理において大きな役割を担っているが、森林の国土保全、水源かん養等森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう「森林・林業基本計画」に基づき、森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を着実に推進する必要があります。

よって、森林・林業対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 公共建物、公共土木事業、住宅建設におけるカラマツ材・スギ材・ヒノキ材等の国産材の利用推進を図ること。
- 2 シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生有害鳥獣による林業被害が広域化・深刻化しているため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、鳥獣害防止総合対策が十分に効果が発揮できるよう、町村の実態を踏まえて事業要件の弾力化を図ること。
- 3 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換等を促進すること。

- 4 森林の多面的・公益的機能の持続的な発揮を図り、森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図るため、水や二酸化炭素排出源等を課税客体とし、全国民が負担をする国税による新たな財源として、「全国森林環境税」を創設するなど、森林の整備を支援するための仕組みや手法を構築すること。
- 5 自然災害を未然に防止するため、森林整備を積極的に進めるとともに、治山事業の所要額を確保すること。

3 地域商工業振興対策の推進

農村地域における農林業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成及び企業立地の推進を図る必要があります。

よって、地域商工業振興対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 農村地域における企業立地の促進を図るため、「農村地域工業等導入促進法」に基づく固定資産税の課税免除に伴う減収補填措置を平成22年以降も継続すること。
- 2 企業立地による産業集積を図るため、企業立地促進法に基づく最低取得金額をさらに引き下げるなど要件緩和を図ること。
- 3 地域の中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化を図るため、人材育成の支援や空き店舗対策を拡充すること。
- 4 中小企業緊急保証制度の指定業種について、岩石等採取業など解除された業種を再指定するとともに、全ての業種が制度資金の対象となるよう制度の拡充を図ること。

4 観光振興対策の推進

本県は、豊かな自然環境に恵まれ、全国的にも有数の観光地としての地位を確立しています。

町村においては、観光が重要な基幹産業になっている地域が多く、自然の魅力を生かし、農作業体験など地域の資源を生かした取組を進めているところであります。

近年の観光志向の多様化により、県内の入込み客も減少傾向にあり、観光を取り巻く環境は厳しさを増しています。

よって、観光立国の実現に向け、訪日外国人旅行者の倍増政策に基づくビジット・ジャパン・キャンペーンを充実し、日本の魅力・地域の魅力を海外へ発信し、観光地所在町村の国際化と活性化を図ることを強く要望します。

1 農業・農村対策の推進

農村を取り巻く環境は、過疎化・高齢化の進展による担い手の減少、耕作放棄地の増加等大変厳しい状況にあります。

このような状況において、「長野県食と農業農村振興計画」を踏まえ、安定した足腰の強い農業・農村の構築を早急に実現する必要があります。

よって、農業・農村対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 平成22年度は「長野県食と農業農村振興計画」の中間年度となることから、重点戦略に掲げた事業・施策を確実に推進し、基本方向ごとの成果目標としての「達成指標」の進捗管理を適切に行い、農業が21世紀にふさわしい、魅力ある産業としての発展と、活力ある農村づくりが実現するよう取り組むこと。
- 2 配合飼料価格高騰への対応と飼料米を含めた自給飼料の生産拡大を図り、畜産経営の安定を図ること。
- 3 シカ、イノシシ、サル、クマ、カワウ、サギ等の野生有害鳥獣による農業・水産業被害が深刻化しており、隣接する市町村や県と連携し広域的・総合的な防止対策が講じられるよう体制を整備すること。
- 4 新規就農者への住宅確保や育成指導等総合的な支援など農業に参入しやすい環境を整備すること。

- 5 耕作放棄地解消計画を推進するにあたり、導入作物の選定と担い手に対する技術的支援や販路の開拓などに努めること。
- 6 「長野県食と農業農村振興計画」「長野県食育推進計画」に基づき、県民の食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、地産地消に向けた対策を強化すること。
- 7 県内農産物を海外へ輸出するにあたり、輸入国の残留農薬基準の詳細が明らかでないことから輸出を見送る事態が生じているので、早急に関係する国・地域の基準を情報収集し、生産者等に情報提供するよう国へ働きかけること。
- 8 老朽化した農業用基幹水利施設の適時適切な更新が図られるよう必要な財政措置を講じること。

2 森林・林業対策の推進

森林・林業を取り巻く環境は、県産材利用の回復の兆しがあるものの、木材価格の低迷、林業従事者の減少等依然として厳しい状況にあり、山村では過疎化・高齢化が進行しています。

町村は、地域森林の維持管理において大きな役割を担っているが、森林の国土保全、水源かん養等森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう「信州の森林(もり)づくりアクションプラン」に基づき、森林の整備、木材の供給・有効利用、山村の活性化を着実に推進する必要があります。

よって、森林・林業対策の一層の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

1 間伐材の有効利用を図るため、作業路網の整備、高性能林業機械の導入、間伐材の収集・搬出に対する支援策を強化すること。

また、間伐材の販路や用途の拡大に向けた対策を強化すること。

2 「長野県森林づくり県民税」の活用にあたっては、整備が遅れている里山整備について、着実かつ効果的に事業を実施すること。

また、森林づくりに対する普及啓発のため木育を推進すること。

3 公共建物、公共土木事業、住宅建設におけるカラマツ材・スギ材・ヒノキ材等の県産材の利用推進を図ること。

- 4 シカ、イノシシ、サル、クマ等の野生有害鳥獣による林業被害が深刻化しており、隣接する市町村や県と連携し広域的・総合的な防止対策が講じられるよう体制を整備すること。

また、クマについては日常生活の範囲内における緊急時の捕獲権限は、既に市町村長に移譲されているが、個別町村の状況によっては、それ以外の地域においても危害をおよぼす場合があるので、町村長の判断で捕獲できるよう権限移譲を拡大すること。

- 5 松くい虫やカシノナガキクイムシ等の森林病虫害被害の拡散・増加を防ぐため、未発生地域に対する予防対策の強化とともに、被害状況に応じた防除事業量の確保や、より効果的な駆除技術の開発、樹種転換等を促進すること。

- 6 木質バイオマスエネルギー事業の推進とペレットストーブの導入促進に係る事業の継続を図ること。

- 7 自然災害を未然に防止するため、森林整備を積極的に進めるとともに、県単治山事業の大幅な予算確保を図ること。

3 地域商工業振興対策の推進

農村地域における農林業と商工業の均衡ある発展及び雇用の確保に資するため、地域産業の育成及び企業立地の推進を図る必要があります。

よって、地域商工業振興対策の推進を図るため、下記事項の実現を強く要望します。

記

- 1 地域の中小小売店の振興を図るとともに、空洞化が深刻化している町村の中心市街地の活性化を図るため、人材育成の支援や空き店舗対策を拡充すること。
- 2 地域の伝統的工艺品産業の振興を図るため、技術の継承、意匠の開発、製作や販売の場の提供などに対し、積極的な支援を行うこと。
- 3 中小企業の事業活動を支援する産業支援機関の運営に関する支援を行うこと。

4 観光振興対策の推進

町村においては、観光が重要な基幹産業になっている地域が多く、自然の魅力を生かし、農作業体験など地域の資源を生かした取組を進めているところであります。

近年の観光志向の多様化により、県内の入込み客も減少傾向にあり、観光を取り巻く環境は厳しさを増しています。

よって、観光立県長野の実現に向け、県と町村との連携強化を図り、地域に根ざした特色ある観光づくりを積極的に推進することを強く要望します。